\Box

部分多様体の定義・2.4 からただちに、Kには、(X1, 、、Xk)によって局所座標系が入り、 したからて、Kはそれ自身 R次元为様体になることがわかる。

陰関数定理の証明の要点は、Oがfの臨界値でなければ、f1(0)の任意の点Pのまわりに、 f自身を第m座標となるようなMの局所座標系

 $(2.13) \quad (\chi_1, \dots, \chi_m) , \text{ and } \chi_m = f$

が構成できる。ということを示すことである。それが示せれば f'(0)は点下の近傍で、 $x_m (=f)=0$ という式で記述されるから 部分为様体の定義によて、f'(0)は Mの m-1 次元部分外様体であるというわけである。

Mf20の境界Mf=0の点Pの近傍で、(2,13)の局所座標系(ス1,ス2,、、、スm)を構成に、Mf20 と Mf=0を局所的に記述してみると、Mf20はスm20と着け、Mf=0はスm20と書ける、こうして次の補題を得る、ただし、補題では、Mf20のことをあらためてMという記号で表している。

補題 2.5 (境界上の点のまわりの局所庭標系) Mを境界のある m次元多様体以、Pを境界のM上の任意の点とする。そのとま、pのまわりには、次のような(上半空間型の)局所座標系が存在する(2.14) (光, xz, 、、, xm), xm≥0.

こで、Mid Xm 30 r.対応し のMid Xm=0 r.対応 好。

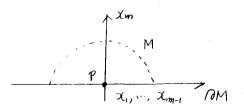


図24 上半空間型の局所を標系

以後、境界のM上の点Pのまかりの局所座標系といえば、必ずこのような上半空間型の局所座標系のことであるとする。

実は第3節で示すように、上の補題もりまった強い主張が正明できるするわち、境界のある多様体Mの境界のMの近傍として、のM×[0,1]という直積の構造をもつものが存在することがいえる。こに [0,1]は右半開正間で、境界のM×{0}に対応している。このような近傍をのMのカラー近傍という(第5節、系233参照)